

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、協同組合零石町サービス店会発行の「零石町共通商品券」につきましては、令和8年12月31日（木）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「零石町共通商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

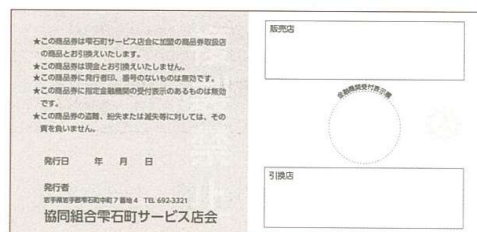
1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

① 零石町共通商品券 500円券

(表面)



(裏面)

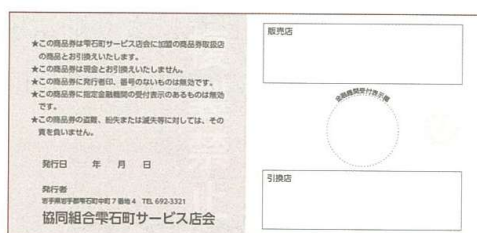


② 零石町共通商品券 1,000円券

(表面)



(裏面)



2. ご利用終了日

令和8年12月31日（木）まで

3. 払戻しの申出期間

令和9年1月4日（月）～令和9年3月31日（水）

受付時間は、午前9時～午後4時（土、日、祝は除く）

※該当期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

当組合事務所（零石商工会内）に未使用の零石町共通商品券をご持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。ただし、3万円以上の交換の場合は、交換日の前日までにご連絡をお願いいたします。

※持参出来ない場合

- ・お申し出された方の住所、氏名、連絡先を協同組合零石町サービス店会までお電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒および「零石町共通商品券払戻し申請書」を郵送いたします。なお、「零石町共通商品券払戻し申請書」は商工会ホームページからダウンロードすることも可能です。申請書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒又はご自身で準備した封筒に、未使用の零石町共通商品券並びに振込先の銀行口座が確認できる物（通帳・キャッシュカード）の写しを同封のうえ、返信してください。返信いただいた申請書の記載内容、未使用の零石町共通商品券、および振込先の口座が確認できる物の写しを確認後、商品券の額面合計額から郵送料および振込手数料を差し引いた金額を、指定の口座へ振り込みいたします。
- ・振込金額については、「ご連絡票」の返信によりお知らせいたします。

なお、郵送料とは、①当組合から申出者へ返信用封筒および「零石町共通商品券払戻し申請書」を郵送する際の送料、

②申出者から当組合へ申請書を返送する際の送料を指します。ただし、「ご連絡票」の郵送料は当組合が負担します。

また、申出者が郵送料を負担した場合は、振込手数料のみを差し引きます。町内指定（岩手・北日本銀行）金融機関の場合は、振込手数料の負担はありません。

- ・郵送による申出の場合は、払戻し期間最終日までの消印があるものを有効とします。本申請により取得した個人情報、本件払戻しに関する事項以外の目的には使用いたしません。

5. お問い合わせ先

協同組合零石町サービス店会（零石商工会内）

〒020-0527 岩手県岩手郡零石町中町7番地4 零石商工会内

電話 019-692-3321

<https://www.shokokai.com/shizukuishi/> ※零石商工会ホームページ

受付時間は、午前9時から午後4時まで（土、日、祝は除く）